

# 中間検査における特定工程等について

さいたま市における中間検査の特定工程等の内容が  
令和2年10月1日から以下のとおり変更となります。

## 主な変更点

中間検査の**対象建築物**が以下のとおり**拡大**します。

令和2年9月30日まで

<対象建築物>			構造		
			木造	鉄骨造	鉄筋コンクリート造 鉄骨鉄筋コンクリート造
建物用途	住宅	戸建、長屋	3階以上	5階以上	5階以上
		共同住宅	3階以上	5階以上	3階以上
	住宅以外		-	5階以上	5階以上

令和2年10月1日から

<対象建築物>			構造		
			木造	鉄骨造	鉄筋コンクリート造 鉄骨鉄筋コンクリート造
建物用途	住宅	戸建、長屋	3階以上	<u>3階以上</u>	<u>3階以上</u>
		共同住宅	3階以上	<u>3階以上</u>	3階以上
	住宅以外		<u>3階以上かつ500㎡超</u>		

<検査対象外> ・認証型式部材等(法第68条の20)である建築物  
・仮設許可(法第85条第5項及び第6項)を受けた建築物

## 建築基準法による中間検査に係る特定工程等の指定(令和2年6月26日さいたま市告示第981号)

### 施行日

令和2年10月1日

### 中間検査を行う区域

さいたま市全域

### 検査対象建築物

一の建築物における新築、増築又は改築に係る部分が、次に該当する建築物が対象となります。

用途	規模
住宅 ※長屋、共同住宅及び住宅以外の用途を兼ねる建築物を含む	地階を除く階数が3以上
住宅以外	地階を除く階数が3以上 かつ延べ面積が500㎡超

**特定工程(検査を実施する時期)及び特定工程後の工程**

構造		特定工程	特定工程後の工程
イ	木造	屋根工事を完了した時点	壁の外装工事及び内装工事
口からホ共通		基礎の配筋工事を完了した時点	基礎コンクリートの打設工事
ロ	鉄骨造	1階の建て方工事を完了した時点	耐火被覆工事その他鉄骨部分を覆う工事
ハ	鉄筋コンクリート造	2階の床及びこれを支持するはりの配筋工事を完了した時点	2階の床及びこれを支持するはりをコンクリート等で覆う工事
ニ	鉄骨鉄筋コンクリート造	1階の建て方工事を完了した時点	柱又ははりの配筋工事
ホ	上記イ～ニの構造を併用した建築物	各構造に応じた特定工程	各構造の特定工程に応じた特定工程後の工程

※ただし、ニ及びホに係る特定工程は、法第7条の3第1項第1号に規定する工程が含まれる建築物にあつては、同号に規定する特定工程となる。

※ただし、ニ及びホに係る特定工程後の工程は、法第7条の3第1項第1号に規定する工程が含まれる建築物にあつては、建築基準法施行令第12条に規定する特定工程後の工程となる。

**適用**

施行日以後に、建築確認申請及び計画通知(計画変更を含む)を提出する建築物について適用します。平成24年7月1日から施行日の前日までに建築確認申請を提出した建築物及び計画通知を提出した建築物であつて、従前の告示による中間検査の対象となるものであり、かつ、当該中間検査を受けていないものについては、なお従前の例によります。

H24.7.1～R2.9.30	R2.10.1～	2回目の特定工程及び特定工程後の工程
□—■ △ ①	②	従前どおり
□—■ △ ① ○—● ②		従前どおり
□—■ △ ①	○—● ②	令和2年6月26日さいたま市告示第981号による
□—■ △ ①	② ○—●	従前どおり
	□—■ △ ① ②	従前どおり
	□—■ △ ① ②	令和2年6月26日さいたま市告示第981号による

□確認申請 ■確認済証 ○計画変更の確認申請 ●計画変更の確認済証 △着工  
①基礎の特定工程に係る中間検査 ②2回目の特定工程に達した時期

★ 問い合わせ先 ★

◎建築部建築行政課

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4

TEL:048-829-1533 FAX:048-829-1982

◎北部建設事務所建築審査課

(西区・北区・大宮区・見沼区・岩槻区の所管)

〒330-8501 さいたま市大宮区吉敷町1-124-1

TEL:048-646-3242 FAX:048-646-3268

◎南部建設事務所建築審査課

(中央区・桜区・浦和区・南区・緑区の所管)

〒338-8686 さいたま市中央区下落合5-7-10

TEL:048-840-6242 FAX:048-840-6267